

令和2年6月30日

派遣元事業主の皆様

### 新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等について

労働者派遣事業の適正な運営に、日頃よりご尽力をいただき、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用の維持等については、令和2年5月28日付けで熊本労働局長より貴社に対し要請をさせていただいたところですが、6月12日に成立した令和2年度第二次補正予算においては、雇用や生活を守るためのさらなる支援として、

- ・ 雇用調整助成金の緊急対応期間の本年9月30日までの延長、支給上限額の日額15,000円への引き上げや中小企業への助成率の最大10/10への引き上げ、
- ・ 小学校休業等対応助成金・支援金の拡充、
- ・ 住まいを失った又は失うおそれのある方に対する住まい確保支援等の施策が盛り込まれたところです。

今般、これら支援施策のうち、拡充された雇用調整助成金を派遣元事業主の方も含めた雇用主の方により一層ご活用いただけるように、別添のとおりリーフレット①、②を送付いたします。

派遣元事業主の皆様におかれましては、新たな派遣労働者の就業機会の確保ができない場合に、雇用調整助成金を活用し、休業や教育訓練を行い、休業手当を支払って雇用の維持を行いますようお願いいたします。

併せて、雇用調整助成金の支給要件である生産指標要件の考え方については、裏面Q&Aのとおりとなりますので、お知らせいたします。

また、派遣による就業日（労働日）が不確定な場合でも雇用調整助成金の支給対象となり得ますので、リーフレット①（裏面の！）をご覧ください。

今後とも、派遣労働者の雇用維持・就業機会の確保等に向けて、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

※リーフレット①「雇用調整助成金を活用して派遣労働者の雇用の維持をお願いします」

リーフレット②「雇用調整助成金の受給額の上限を引き上げます」

熊本労働局 職業安定部  
職業安定課 需給調整事業室  
連絡先：096-211-1731

「令和2年6月12日付け特例措置に関する雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）FAQ（令和2年6月15日掲載）」（抜粋）

問26 これまで生産指標要件の確認のため、「計画届を提出する月の前月の生産量」が必要でしたが、令和2年5月19日からは計画届の提出が不要となりました。生産指標要件はどのように比較すればいいですか。

（答）

○ まず売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近1ヵ月間の値で判断します。具体的には、「①休業した月」、「②休業した月の前月」、「③休業した月の前々月」のうち、いずれかの売上高などをご確認ください。

○ そのうえで、「A. 1年前の同じ月」の売上高などを比較し5%以上減少していることをご確認ください。1年前が適当でない場合には、「B. 2年前の同じ月」又は「C. 1か月～1年前の間のいずれかの月」の売上高などと比較し、5%以上減少していることを確認する方法でも差し支えありません。

※ いずれの場合も、比較する月は1か月間を通して雇用保険適用事業所であり、かつ、1か月を通して雇用保険被保険者を雇用している月である必要があります。

○ 厚生労働省ホームページ

⇒ 「雇用調整助成金の生産指標が比較しやすくなりました」R02.6.12掲載

<https://www.mhlw.go.jp/content/000639186.pdf>

問27 生産指標として、売上高や生産量のほか、どのようなものが該当しますか。

（答）

○ 生産指標は、雇用の変動と密接に結びつく指標が含まれ、個別に判断するものです。例えば、宿泊業であれば「客室の稼働率」「客数」、建設業であれば「工事請負契約数」、労働者派遣事業であれば「労働者派遣契約の件数」や「就業中の派遣労働者の数（休業中の者を除く）」なども含まれますので、管轄の労働局やハローワークにお問い合わせください。